

三重県公共工事共通仕様書改訂内容 (H15.9.1)

ページ	条	現 行	改 訂 (案)	改 訂 理 由																
1-6	1-1-8 監督員及び 現場技術員	<p>1. 当該工事における監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。</p> <p>2. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、請負者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と請負者の両者が指示内容等を確認するものとする。</p> <p>3. 請負者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した、現場技術員の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1) 現場技術員が監督員の代わり、現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。又、書類(計画書、報告書、データ、図面等)の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、契約書第9条に規定する監督員でなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。</p> <p>(2) 監督員から請負者に対する指示又は、通知等を現場技術員を通じて行うことがあるので、この際は監督員から直接指示又は通知等があったものと同等である。</p> <p>(3) 監督員の指示により、請負者が監督員に対して行う報告又は通知は現場技術員を通じて行うことができるものとする。</p>	<p>1. 当該工事における監督員とは、複数監督員制の場合は「総括監督員」、「主任監督員」、「専任監督員」及び「補助監督員」を総称する。また、単数監督員制の場合は「監督員」及び「補助監督員」を総称する。これらの監督員については、全ての監督員が配置される場合、一部の監督員が配置される場合、兼務して配置される場合がある。</p> <p>2. これら監督員の標準的な業務分担は、下表のとおりとする。また、工事ごとに業務分担を定める場合は、別途通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">監督員の業務分担</p> <p>複数監督員制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 90%;">業 務 分 担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">監 督 員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1. 主任監督員及び専任監督員の指揮監督並びに指導・育成。 2. 補助監督員の指導・育成 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任監督員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1. 専任監督員の指導・育成。 2. 別表の「監督員の業務」に示す「1. 契約の履行の確保(10)部長等への報告(ただし、7)部分払請求時の出来高の審査及び報告は除く。」。 3. 別表の「監督員の業務」に示す「3. 円滑な施工の確保」。 4. 別表の「監督員の業務」に示す「4. その他(3)事故等に対する措置」。 5. 補助監督員の指導・育成。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">専任監督員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1. 別表の「監督員の業務」に示す「1. 契約の履行の確保(ただし、主任監督員の業務に属するものは除く。)」。 2. 別表の「監督員の業務」に示す「2. 施工状況の確認」。 3. 別表の「監督員の業務」に示す「4. その他(ただし、主任監督員の業務に属するものは除く。)」。 4. 主任監督員の業務の一部を主任監督員の指示に従って(指導を受け)行う。 5. 補助監督員の指導・育成。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補助監督員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1. 主任監督員及び専任監督員の業務の一部を主任監督員及び専任監督員の指示に従って(指導を受け)行う。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>単数監督員制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 90%;">業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">監 督 員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1. 別表の「監督員の業務」に示す「1. 契約の履行の確保」。 2. 別表の「監督員の業務」に示す「2. 施工状況の確認」。 3. 別表の「監督員の業務」に示す「3. 円滑な施工の確保」。 4. 別表の「監督員の業務」に示す「4. その他」。 5. 補助監督員の指導・育成。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補助監督員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1. 監督員の業務の一部を監督員の指示に従って(指導を受け)行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	業 務 分 担	監 督 員	<ul style="list-style-type: none"> 1. 主任監督員及び専任監督員の指揮監督並びに指導・育成。 2. 補助監督員の指導・育成 	主任監督員	<ul style="list-style-type: none"> 1. 専任監督員の指導・育成。 2. 別表の「監督員の業務」に示す「1. 契約の履行の確保(10)部長等への報告(ただし、7)部分払請求時の出来高の審査及び報告は除く。」。 3. 別表の「監督員の業務」に示す「3. 円滑な施工の確保」。 4. 別表の「監督員の業務」に示す「4. その他(3)事故等に対する措置」。 5. 補助監督員の指導・育成。 	専任監督員	<ul style="list-style-type: none"> 1. 別表の「監督員の業務」に示す「1. 契約の履行の確保(ただし、主任監督員の業務に属するものは除く。)」。 2. 別表の「監督員の業務」に示す「2. 施工状況の確認」。 3. 別表の「監督員の業務」に示す「4. その他(ただし、主任監督員の業務に属するものは除く。)」。 4. 主任監督員の業務の一部を主任監督員の指示に従って(指導を受け)行う。 5. 補助監督員の指導・育成。 	補助監督員	<ul style="list-style-type: none"> 1. 主任監督員及び専任監督員の業務の一部を主任監督員及び専任監督員の指示に従って(指導を受け)行う。 	区 分	業 務 内 容	監 督 員	<ul style="list-style-type: none"> 1. 別表の「監督員の業務」に示す「1. 契約の履行の確保」。 2. 別表の「監督員の業務」に示す「2. 施工状況の確認」。 3. 別表の「監督員の業務」に示す「3. 円滑な施工の確保」。 4. 別表の「監督員の業務」に示す「4. その他」。 5. 補助監督員の指導・育成。 	補助監督員	<ul style="list-style-type: none"> 1. 監督員の業務の一部を監督員の指示に従って(指導を受け)行う。 	複数制監督員に伴う改訂
区 分	業 務 分 担																			
監 督 員	<ul style="list-style-type: none"> 1. 主任監督員及び専任監督員の指揮監督並びに指導・育成。 2. 補助監督員の指導・育成 																			
主任監督員	<ul style="list-style-type: none"> 1. 専任監督員の指導・育成。 2. 別表の「監督員の業務」に示す「1. 契約の履行の確保(10)部長等への報告(ただし、7)部分払請求時の出来高の審査及び報告は除く。」。 3. 別表の「監督員の業務」に示す「3. 円滑な施工の確保」。 4. 別表の「監督員の業務」に示す「4. その他(3)事故等に対する措置」。 5. 補助監督員の指導・育成。 																			
専任監督員	<ul style="list-style-type: none"> 1. 別表の「監督員の業務」に示す「1. 契約の履行の確保(ただし、主任監督員の業務に属するものは除く。)」。 2. 別表の「監督員の業務」に示す「2. 施工状況の確認」。 3. 別表の「監督員の業務」に示す「4. その他(ただし、主任監督員の業務に属するものは除く。)」。 4. 主任監督員の業務の一部を主任監督員の指示に従って(指導を受け)行う。 5. 補助監督員の指導・育成。 																			
補助監督員	<ul style="list-style-type: none"> 1. 主任監督員及び専任監督員の業務の一部を主任監督員及び専任監督員の指示に従って(指導を受け)行う。 																			
区 分	業 務 内 容																			
監 督 員	<ul style="list-style-type: none"> 1. 別表の「監督員の業務」に示す「1. 契約の履行の確保」。 2. 別表の「監督員の業務」に示す「2. 施工状況の確認」。 3. 別表の「監督員の業務」に示す「3. 円滑な施工の確保」。 4. 別表の「監督員の業務」に示す「4. その他」。 5. 補助監督員の指導・育成。 																			
補助監督員	<ul style="list-style-type: none"> 1. 監督員の業務の一部を監督員の指示に従って(指導を受け)行う。 																			

三重県公共工事共通仕様書改訂内容 (H15.9.1)

ページ	条	現 行	改 訂 (案)	改 訂 理 由										
			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1454 336 1706 367">事 項</th> <th data-bbox="1721 336 2433 367">監 督 員 の 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1454 367 1706 966">1. 契約の履行の確保</td> <td data-bbox="1721 367 2433 966"> (1) 契約図書の内容の把握 (2) 工程表の受理 (3) 施工計画書の受理 (4) 契約書及び設計図書に基づく指示承諾、協議、受理事等 (5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知 (6) 変更設計図面及び数量等の作成 (7) 関連工事との調整 (8) 工程把握及び工程促進の指示 (9) 工期変更協議の対象通知 (10) 部長等への報告 1) 一括下請違反の報告 2) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告 3) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告 4) 不可抗力による損害の調査及び報告 5) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告 6) 部分使用の確認及び報告 7) 部分払請求時の出来高の審査及び報告 8) 工事関係者に関する措置請求 9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1454 966 1706 1249">2. 施工状況の確認</td> <td data-bbox="1721 966 2433 1249"> (1) 事前調査等 (2) 指定材料の確認 (3) 工事施工の立会い (4) 工事施工状況の確認 (段階確認) (5) 工事施工状況の把握 (6) 改善請求及び破壊による確認 (7) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し (8) その他 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1454 1249 1706 1386">3. 円滑な施工の確保</td> <td data-bbox="1721 1249 2433 1386"> (1) 地元対応 (2) 関係機関との協議・調整 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1454 1386 1706 1627">4. その他</td> <td data-bbox="1721 1386 2433 1627"> (1) 現場発生品の処理 (2) 臨機の措置 (3) 事故等に対する措置 (4) 工事成績の評定 (5) 工事完成検査等の立会 (6) 検査日の通知 </td> </tr> </tbody> </table>	事 項	監 督 員 の 業 務	1. 契約の履行の確保	(1) 契約図書の内容の把握 (2) 工程表の受理 (3) 施工計画書の受理 (4) 契約書及び設計図書に基づく指示承諾、協議、受理事等 (5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知 (6) 変更設計図面及び数量等の作成 (7) 関連工事との調整 (8) 工程把握及び工程促進の指示 (9) 工期変更協議の対象通知 (10) 部長等への報告 1) 一括下請違反の報告 2) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告 3) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告 4) 不可抗力による損害の調査及び報告 5) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告 6) 部分使用の確認及び報告 7) 部分払請求時の出来高の審査及び報告 8) 工事関係者に関する措置請求 9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	2. 施工状況の確認	(1) 事前調査等 (2) 指定材料の確認 (3) 工事施工の立会い (4) 工事施工状況の確認 (段階確認) (5) 工事施工状況の把握 (6) 改善請求及び破壊による確認 (7) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し (8) その他	3. 円滑な施工の確保	(1) 地元対応 (2) 関係機関との協議・調整	4. その他	(1) 現場発生品の処理 (2) 臨機の措置 (3) 事故等に対する措置 (4) 工事成績の評定 (5) 工事完成検査等の立会 (6) 検査日の通知	
事 項	監 督 員 の 業 務													
1. 契約の履行の確保	(1) 契約図書の内容の把握 (2) 工程表の受理 (3) 施工計画書の受理 (4) 契約書及び設計図書に基づく指示承諾、協議、受理事等 (5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知 (6) 変更設計図面及び数量等の作成 (7) 関連工事との調整 (8) 工程把握及び工程促進の指示 (9) 工期変更協議の対象通知 (10) 部長等への報告 1) 一括下請違反の報告 2) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告 3) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告 4) 不可抗力による損害の調査及び報告 5) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告 6) 部分使用の確認及び報告 7) 部分払請求時の出来高の審査及び報告 8) 工事関係者に関する措置請求 9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告													
2. 施工状況の確認	(1) 事前調査等 (2) 指定材料の確認 (3) 工事施工の立会い (4) 工事施工状況の確認 (段階確認) (5) 工事施工状況の把握 (6) 改善請求及び破壊による確認 (7) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し (8) その他													
3. 円滑な施工の確保	(1) 地元対応 (2) 関係機関との協議・調整													
4. その他	(1) 現場発生品の処理 (2) 臨機の措置 (3) 事故等に対する措置 (4) 工事成績の評定 (5) 工事完成検査等の立会 (6) 検査日の通知													

三重県公共工事共通仕様書改訂内容 (H15.9.1)

ページ	条	現 行	改 訂 (案)	改 訂 理 由
			<p>3. 監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。</p> <p>4. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、請負者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と請負者の両者が指示内容等を確認するものとする。</p> <p>5. 請負者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した、現場技術員の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1) 現場技術員が監督員の代わり、現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。又、書類(計画書、報告書、データ、図面等)の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、契約書第9条に規定する監督員でなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。</p> <p>(2) 監督員から請負者に対する指示又は、通知等を現場技術員を通じて行うことがあるので、この際は監督員から直接指示又は通知等があったものと同等である。</p> <p>(3) 監督員の指示により、請負者が監督員に対して行う報告又は通知は現場技術員を通じて行うことができるものとする。</p>	
1-188	表 5-1	配合表	<p style="text-align: center;">別紙配合表</p> <p>28(海岸)根固めブロック10t以上の粗骨材の最大寸法を40mmに訂正 注1)を訂正 注12)を追加訂正</p>	訂正

表5 - 1 配合表

NO	種 別	コンクリートの種類	呼び強度 (N/mm ²)	スラブ (cm)	粗骨材の最大寸法(mm)	セメントの種類	単位セメント量 (kg)	空気量 (%)	JIS規格の有無	摘 要
1	PC横桁・PC桁間コンクリート・合成床版・PCホーロースラブの間隔	普通	30	8	25	N	-	4.5		
2	PCスラブ桁の間詰	普通	24	8	25	N	-	4.5		
3	PCボステン主桁	普通	40	8	25	H	-	4.5		
4	非合成床版、RC床版(鉄筋コンクリート)・側溝蓋	普通	24	8	25	N	-	4.5		
5	場所打杭 水中:ベノト杭 リバース杭	普通	30	15	25	BB	350以上	4.5		
6	場所打杭 大気中:深礎工	普通	24	8	25	BB	-	4.5		
7	トンネル覆工用 (機械打設)	普通	18	15	40	BB	-	4.5		
8	トンネル施工用(インパート打設)	普通	18	8	40	BB	-	4.5		側盤導坑の一次覆工含む
9	(鉄筋コンクリート)水門・排水機場(上屋を除く)・堰	普通	21	8	25	BB	-	4.5		
10	(鉄筋コンクリート)橋台・橋脚・函渠類・鉄筋コンクリート擁壁・樋門・樋管	普通	24	8	25	BB	-	4.5		
11	河川護岸及び砂防護岸に使用する石積(張)胴裏込	普通	18	8	25	BB	-	4.5		
12	砂防護岸に使用する石積(張)胴裏込	普通	21	8	25	BB	-	4.5	○	気象作用の激しい所
13	厚16cm未満の側溝・集水溝・石積(張)・胴裏込・管渠	普通	18	8	25	BB	-	4.5		
14	重力擁壁・モタレ擁壁	普通	18	8	40	BB	-	4.5		
15	石積・ストーンガード・標識及び照明灯基礎・厚16cm以上の側溝等	普通	18	8	40	BB	-	4.5		
16	重力式橋台	普通	21	8	40	BB	-	4.5		
17	重力式擁壁	普通	21	8	40	BB	-	4.5		気象作用の激しい所
18	捨てコンクリート	普通	-	-	-	BB	170以上	4.5	-	
19	セメントコンクリート舗装	舗装	(曲げ強度)4.5	2.5	40	N	-	4.5		
20	(河川)護岸基礎・根固ブロック・護岸コンクリート張(平場)・堰(無筋)	普通	18	5	40	BB	-	4.5		
21	(河川)護岸コンクリート張(法面)	普通	18	3	40	BB	-	4.5	-	
22	(河川)護岸基礎・根固ブロック・護岸コンクリート張(平場)・堰(無筋)	普通	21	5	40	BB	-	4.5		気象作用の激しい所
23	(河川)護岸コンクリート張(法面)	普通	21	3	40	BB	-	4.5	-	気象作用の激しい所
24	(河川・海岸)護岸均しコンクリート	普通	-	3	25	BB	170以上	-	-	
25	(海岸)波返し・表法張・基礎	普通	24	8	40	BB	-	4.5		
26	(海岸)鉄筋コンクリート擁壁	普通	24	8	25	BB	-	4.5		
27	(海岸)無筋コンクリート擁壁	普通	24	8	40	BB	-	4.5		
28	(海岸)根固ブロック10t以上(*12)	普通	24	5	40	BB	-	(4.0)	-	
29	(砂防)主副ダム・側壁(砂防)10t以上の根固ブロック	普通	18	5	40	BB	-	(4.0)	-	
30	(砂防)主副ダム・側壁(砂防)10t以上の根固ブロック	普通	21	5	40	BB	-	(4.0)	-	気象作用の激しい所
31	(砂防)堤冠(膠石コンクリート)	普通	-	-	80	BB	600以上	-	-	
32	(砂防)堤冠(富配合コンクリート)	普通	-	5	80	BB	300以上	(4.0)	-	
33	(砂防)流路工・護岸(砂防)10t未満根固ブロック	普通	18	5	40	BB	-	4.5		
34	(砂防)砂防ダム・床固工・護岸(砂防)10t未満根固ブロック	普通	21	5	40	BB	-	4.5		気象作用の激しい所
35	(砂防)堤冠(膠石コンクリート)	普通	-	-	40	BB	600以上	-	-	
36	(砂防)堤冠(富配合コンクリート)	普通	-	5	40	BB	300以上	(4.0)	-	
37	(港湾)ケーソン、ウェル、セルラブロック、L型ブロック、棧橋の橋柱、直立消波ブロック、棧橋上部工、その他海岸保全施設	鉄筋	24	8, 12, 15	20, 25, 40 (*9)	BB		4.5		海水の作用を受ける
38	(港湾)係船岸上部工、胸壁、渡橋、防波堤上部工、床版	鉄筋	24	8, 12	20, 25, 40 (*9)	BB		4.5		海水の作用を受ける
39	(港湾)控え杭上部工、控え壁	鉄筋	24	8, 12, 15	20, 25, 40 (*9)	BB		4.5		海水の作用を受ける
40	(港湾)係船岸上部工、胸壁、水叩き、本体ブロック、防波堤上部工、ケーソン蓋(*10)根固めブロック、その他海岸保全施設	無筋	18	8, 12	40	BB		4.5		海水の作用を受ける
41	(港湾)袋詰めコンクリート	無筋	18	8, 12	40	BB		4.5		海水の作用を受ける
42	(港湾)異形ブロック(消波、被覆)35t未満	無筋	18	8, 12	40	BB		4.5		海水の作用を受ける
43	(港湾)異形ブロック(消波、被覆)35t~50t	無筋	21	8, 12	40	BB		4.5		海水の作用を受ける

44	(港湾)係船柱基礎(杭式)	鉄筋	24	8, 12, 15	20, 25, 40 (*9)	BB		4.5		海水の作用を受けない
45	(港湾)エプロン舗装	無筋	曲げ4.5	2.5, 6.5	20, 25, 40 (*11)	BB		4.5		海水の作用を受けない。上載荷重1t/m ² を超える場合
46	(港湾)エプロン舗装	無筋	18	5	20, 25, 40 (*11)	BB		4.5		海水の作用を受けない。上載荷重1t/m ² 以下の場合
47	(港湾)係船直柱基礎(重力式)、擁壁、暗渠、控え壁	無筋	18	8, 12	40	BB		4.5		海水の作用を受けない
48	(港湾)中詰めコンクリート、中詰めブロック	無筋	18	8	20, 25, 40 (*9)	BB		4.5		海水の作用を受けない
49	(港湾)水中コンクリート	無筋	30	15	40	BB	370以上	4.5		

注1) 粗骨材の最大寸法25mm及び80mmは地域的に骨材の入手が不可能な場合にのみ20mm及び40mmとすることができる。

2) 設計図書に塩害対策を必要とする旨、明示した場合の橋梁上部工に用いるコンクリートの水セメント比は50%以下、橋梁下部工に用いるコンクリートの水セメント比は55%以下を標準とする。

3) セメントの種類は、N:普通ポルトランドセメント、H:早強ポルトランドセメント、BB:高炉セメントB種を示している。

4) コンクリートの打ち込み後、初期材齢で波浪の衝撃、冠水のおそれがある場合や寒冷期に施工する場合などでは、特性値を24N/mm²としてよい。

5) 大型の異形ブロックにおいては、特性値の割り増しを行ってよい。たとえば35t型から50t型では20.6N/mm²、それを越えるものについては適宜検討する。

6) 栈橋上部工は除く。

7) 農林水産省農村振興局が所管する事業においては、No18は[18-8-25]を標準とする。

8) (港湾)とは、港湾、漁港区域内の港湾、漁港、海岸工事を指す。(海岸)とは、港湾、漁港区域外の海岸工事を指す。

9) (*9)粗骨材の最大寸法は、砕石を使用する場合は20mm、砂利を使用する場合は25mmとする。なお、粗骨材は鉄筋の間隔及び部材の厚さに支障のない限り、できるだけ大きいものを用いるものとする。

10) (*10)ケーソン蓋は、プレキャスト蓋も含む。

11) (*11)舗装厚が10cmの場合は25mm(砕石の場合20mm)とする。

12) (*12)(海岸)根固めブロック10t未満については、20(河川)根固めブロックを準用するものとする。